

日本倫理学会ワークショップ 「性表現の倫理的問題」 ポルノグラフィ・性・人格

京都女子大学
江口聡*

2010年10月8日
慶應大学

1 ポルノグラフィ批判

ポルノグラフィの倫理性と規制をめぐる長年にわたって多様な議論が行なわれている。ポルノグラフィを非倫理的なものとし、「表現の自由」を制限するなんらかの社会的規制を求める議論の主要なものを大別すると次のようになる*1。

1. ポルノグラフィが公序良俗に反する「猥褻」なものであるとするもの。(猥褻アプローチ)
 2. ポルノグラフィと性暴力の関係を指摘するもの。(性暴力アプローチ)
 - (a) 実写において撮影が出演者に対する暴力を含む
 - (b) 視聴者による性暴力の因果的原因となる
 3. 男女間の不平等を維持・促進するというもの*2。(性差別アプローチ)
 - (a) ポルノは女性に対する侮辱や名誉毀損である
 - (b) 女性の拒絶等の意思表示を無効にしてしまうことによって性的な局面での女性の自由を奪っている*3
 - (c) 女性をモノ化し従属させる*4
 - (d) → 女性を社会的な劣位におく
- 猥褻アプローチは以前からかなり強力な批判にさらされており、現在では力を失っている。
 - 暴力アプローチは当然非常に重要であるが、(a) 出演者に対する暴力は暴力そのものが規制されるべきであり、また (b) 視聴者の性暴力の原因となるという主張は実証性に欠ける。
 - フェミニストらによって盛んに議論されている性差別アプローチ、なかでも (c) 女性をモノ化し従属さ

* eguchi@kyoto-wu.ac.jp

*1 江口(2010a)でおおまかなところを検討した。

*2 マッキノン・ドゥオーキン(2002)など。

*3 江口(2007)で検討した。

*4 江口(2006)で一部検討した。

せるという主張は非常に興味深い、「表現の自由」に対抗するまでには強力なものであるかの判断は難しい。(d) ポルノグラフィが女性を社会的劣位におくという議論は内実が不明（今回は省略）。

- (不快だからゾーニングその他の手段を講じろ、という議論は今回は省略)
- 近年杉田聡(杉田, 1999, 2003) や中里見博(中里見, 2007, 2009a,b) によって提出され、注目されるべきであると思われるのが、人格権アプローチ呼びうるアプローチである。これは実写ポルノグラフィがほぼ必然的に売買春を含んでいることを指摘し、さらに、売買春が「人格」を侵害していることを主張するものである。この議論の一部は特に右の(3c)と重なりあうことによって実質的な説得力をもちこと、また、1990年代からの次第に賛同者を増やしているセックスワーク論、すなわち、「性的自由」や「性的自己決定権」を強調し、ポルノグラフィ出演や売春を許容し労働者として権利主張しようとする立場と対立することなどから、非常に興味深いアプローチであると思われる。
- 杉田は「性＝人格原則」から人格権としての性的自由の重要性を強調し、また、同様に中里見も「性的人格権」を提唱し、両者とも買春が人格権や人格の尊厳を侵害していると主張する。しかしこれは一見するとかなり奇妙でもある。性的自由や性的自己決定権が「いつだれとどのようなセックスをするか」を自由に決める権利であるとすれば、自発的にポルノグラフィに出演しあるいは売春することも性的自由の一部であると思われるからである。

2 性と人格

- 「性と人格は結びついている」というよく見る表現のいくつかの意味。
 - (P1) 性行動や性経験、性自認などはそのひとの幸福や心理的な安定あるいは統合性に重要である。
 - (P2) 性行動や性欲、性自認のあり方はそのひとの記述的な意味での「ひととなり」(personality) や「個性」、アイデンティティの(重要な)一部である。「あなたがどういふセックスをするかはあなたの人格と結びついています」
 - (P3) 性行動その他はそのひとの「ひととなり」(character?) に結びついており、そのゆえにそのひとの(比較可能な)価値と結びついている。「風俗なんかに行くやつは低劣な人格だ」
 - (P4) 性はひと(person)の「尊厳」(dignity) に結びついている。「セックスするときはおたがいの人格を尊重しましょう」
- P4の解釈は難しいが、「だから当人の自由、自己決定、意思を重するべきだ」という判断と深く結びついているように見える。

3 性的自由の放棄？

- 性的自由、性的自己決定権、性的人格権^{*5}にもとづいて売買春を批判する論者。

「客の男性は・・・他では犯罪として許されないことや、女性にとって屈辱でしかありえない行為をも求めることができる。この行為は、ほとんど性的侵害そのものである。それを合理化するのが「自由意思」であろうが、性的自由、性的人格権を金銭によって放棄することはできないと考えるべきではないか。金銭によっては、放棄できないものがあるからこそ、性的人格権がありうるのではないか。人権というものの考え方には、人間存在の核をなす人間の尊厳を確認することに基礎がある。性的人格権は、人間の尊厳の核にある。・・・

^{*5} 「人格権」は名誉毀損や肖像権などにかかわる個人的利益を守る権利。

金銭と引替えでも放棄できないはずの性的自由の放棄を求める売春行為は、人間の尊厳への挑戦である。」(角田, 2001, pp. 138-139)

「性的自己決定権^{*6}が契約によって放棄させられることは、当人の性的自由の侵害となり、性的服従を強いられることを意味する。・・・性的自己決定権は、あらかじめ契約によって放棄することのできない、人間の基本的な権利である。・・・女性の自己決定権は、譲り渡すことのできない権利として保障されなければならない。」若尾 (2004, p.361)

「性的人格権^{*7}は、身体的自由権と精神的自由権の両方を統合した権利として、一切の強制からの絶対的な保障を要請する。・・・したがってそれは、性が金銭によって売り買いされることを否定するものである。それゆえ、他人の身体を性的に使用する行為は、他人の性的人格権を侵害する行為と評価されなければならない。」(中里見, 2007, p. 227)

- 性的自由はたしかに個人的利益。しかし売買春は本当に性的自由を損なっているか？
- 「放棄できない自由」および「自由の放棄」という概念。Feinberg (1978) は「alienate」という観念には「relinquish」と「waive」の二種類があると主張。定時に食事を差し入れに来てもらう手配をしてから、部屋に閉じこもって出られなくすることは自由を放棄 relinquish することか？ → 気が変わったら食事を差し入れに来た人に鍵を開けてもらえるならば放棄しているのではなく自由の請求を一時的に控えて waive いるにすぎない。
- → 売買春においても途中でやめることができるのであれば自由を放棄したわけではない。「性的欲望をいだいている相手とセックスする」自由権を一時的に請求していないだけ。
- 実際の売買春やポルノ撮影の現場はどれだけ劣悪か？ ← これは事実問題。調査が必要。一般的にはそれほど悪くないという報告も多い^{*8}。

4 人格、尊厳、利益と危害

- P4 のように「自由」とかかわる意味で「性と人格のむすびつき」を主張してポルノ・売買春を批判するのは困難。
- P3 の「品位・品格」の意味で「人格」や「尊厳」を用いることは可能かもしれない。しかしこれが「金めあてに／多くの相手をいきあたりばつりにセックスする人間は低劣だ」のような価値判断が正当化されるかどうかよくわからない。偏見ではないとする正当化が必要。さらに、もし売買春が低劣な人格につながるとしても、それだけではリーガルモラリズムや強いパターナリズムによらなければ規制を正当化しない。
- P1 の意味での精神的安定などの意味での意味での「性と人格のむすびつき」は重要。われわれはしばしば自分の利益を見誤ることがしばしばなので、売買春や AV 出演などに一定の制限をもうけることは人々の効用を考えれば正当化されるかもしれない。未成年の売買春や AV 出演は禁止するべきであるし、他にもたとえば、熟慮の上の決定であることをなんらかのしかたで保障するような仕組みを科すことも可能。
- 江口 (2010a) で指摘したように、社会的な効用を考慮する以上、ポルノ愛好家の利益も (仮にそれが道

^{*6} 若尾は「性的自己決定権」を「性的自由」とほぼ同義として用いる。

^{*7} 中里見は「性的自由」には「性的自己決定権」と「性的人格権」のふたつが含まれていると主張している。

^{*8} 中条淳彦の『名前のない女たち』1~3 は宝島文庫は AV 業界からは批判が多いようだ。中条自身の AV 女優に対する蔑視と偏見が見えて個人的には不愉快。永沢光雄の一連のルポ・インタビュー作品は良質に思える。AV 嬢、風俗嬢のブログ等を見るかぎり松沢呉一の作品も信用できる。

徳的に下劣であるとしても) 無視することはできない (おそらく買春愛好家の利益も)。

参考文献

- Feinberg, Joel (1978) "Voluntary Euthanasia and the Inalienable Right to Life," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 7, No. 2.
- マッキノン, C.・A. ドウオーキン (2002) 『ポルノグラフィと性差別』, 青木書店. 中里見博・森田成也訳.
- 江口聡 (2006) 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第 9 号. 京都女子大学.
- (2007) 「ポルノグラフィに対する言語行為論アプローチ」, 『現代社会研究科論集』, 第 1 号. 京都女子大学.
- (2010a) 「ポルノグラフィと憎悪表現」, 北田暁大 (編) 『自由への問い 4: 表現』, 岩波書店.
- (2010b) 「性・人格・自己決定」, 『現代社会研究』, 第 12 号. 京都女子大学, 近刊.
- 杉田聡 (1999) 『男権主義的セクシュアリティ』, 青木書店.
- (2003) 『レイプの政治学: レイプ神話と「性=人格原則」』, 明石書店.
- 角田由紀子 (2001) 『性差別と暴力: 続・性の法律学』, 有斐閣.
- 中里見博 (2007) 『ポルノグラフィと性暴力』, 明石書店.
- (2009a) 「「セックスワーク」・性的自己決定権・人格権」, 『『ポルノ・買春問題研究会論文・資料集』』, 第 9 号.
- (2009b) 「性をめぐる権利と希望」, 東大社研・玄田有史・宇野重規 (編) 『希望学 3 希望のはじまり: 流動化する世界で』, 東京大学出版会.
- 若尾典子 (2004) 「性の自己決定権と性業者・買春者」, 『フェミニズム法学』, 明石書店.